

諮問庁：中小企業庁長官

諮問日：平成30年3月22日（平成30年（行情）諮問第153号）

答申日：平成30年11月2日（平成30年度（行情）答申第302号）

事件名：特定法人に係るものづくり・商業・サービス革新補助金に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年度1補正ものづくり・商業・サービス革新補助金（特定次公募）で特定年月日1交付決定の特定県特定市特定法人Aに係る補助金申請から実績報告書，交付額決定に至る一連の文書等」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年9月20日付け20170822公開中第1号により中小企業庁長官（以下「中小企業庁長官」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

特定年月日1交付決定した中小企業庁の「ものづくり補助金」の一つに，多くの市民が不正受給の疑いを指摘している。この「ものづくり補助金」について，情報公開を求める権利は国民主権の理念から明白である。本補助事業は，中小企業庁から委託を受けた特定法人Bの申請受付から審査を経て中小企業庁が決定することから，本補助事業の権限は中小企業庁にあることは明らかであり，法，公文書の管理に関する法律にも照らし，中小企業庁の不開示決定通知は，国民の知る権利を侵害しており認められない。よって，処分庁は市民の不正受給疑惑検証の請求に応え，請求対象の書類を全て開示すること。

##### （2）意見書

#### ア 情報公開請求に至る概要

（ア）中小企業庁の特定年度1補正ものづくり・商業・サービス革新補助金の目的は，「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」や「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の規定

に基づく補助事業と思われるが、審査請求人が記した事案の経過（省略。以下同じ。）からして革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に資する実態は全く見られないほか、特定法人Aの補助事業実態は、ものづくり施設周辺住民の生活と環境破壊によって、不信と不安の拡大の一途であること。

同時に特定法人Aの補助事業実態からして、虚偽申請、補助金不正受給の疑いが強いことから、事の真相を求め、国民の知る権利として行政文書の開示を求めたものである。

(イ) 市民団体が特定年月日2付で、特定法人Cに、「ものづくり・商業・サービス革新補助金に係る文書公開請求書」を提出するも、特定年月日3付で、特定法人Cから、「情報公開制度の対象外」、「行政機関、独立行政法人等に該当しない」として応じることができないとの回答書が届く。

(ウ) 審査請求人が中小企業庁に対する行政文書開示請求に係る件は、諮問第153号における処分庁の理由説明書における1. 事案の概要(1)及び(2)のとおりである。

#### イ 処分庁の主張についての検討

(ア) 国民主権は憲法の柱であり、行政文書の開示は民主主義を支える根幹である。

処分庁は、本件対象文書について作成も取得もしておらず、保有していないため不開示とする決定をしているが、この処分は、国民の知る権利を侵害する処分であり到底容認できない。

毎年1000億円を超える血税で遂行する処分庁のものづくり補助金について、決定内容や決定手続について、処分庁の原処分は、審査請求人が示した事案の経過の疑念をチェック、監視するため、公文書に国民がアクセスする権利を奪うこととなり、処分庁の行政文書不開示は到底許されるものではない。

処分庁は平成30年(行情)諮問第153号に係る「理由説明書」2. 審査請求に係る説明書(下記第3の1)で、本件対象文書は申請から交付決定に至るまでの一連の行政文書であることを認めている。

国が定めた法は、行政文書の開示義務を定めている。行政文書の開示は義務であり、処分庁が行政文書と認めていることからして、総務省の情報公開審査会の審査を待たず自ら開示すべきである。

(イ) 平成30年(行情)諮問第153号における処分庁の「理由説明書」5(下記第3の3)によれば、当該補助金事業は、中小企業庁が同庁の定める事業者(事務局)に委託して実施している事業であるとしている。

すなわち、本件の事務局である特定法人Cは、行政機関たる中小企業庁の委託を受けて、国の事業である補助金事業を行っているにすぎない。

そうすると、当該補助金事業に関し特定法人Cの保有する文書の所有権は、委託者である中小企業庁に帰属するものというべきである。

国民の知る権利の確保が重要であることは、行政機関の事業を民間に委託する場合において委託先が保有する情報についても妥当する。委託先が事実上文書を保管していることをもって、情報公開の対象から外す理由もない（特定法人Cの情報公開手続も整備不十分で、かつ、本件では、審査請求人の特定法人Cに対する文書の開示請求が認められなかったという経緯もある。）。

したがって「行政機関の保有する文書」の中には、行政機関が民間に事業を委託する場合において委託先が保有する文書も含まれると解すべきである。

よって、当該補助事業において補助事業者の提出資料を特定法人Cが保有していることを理由に文書不存在とすることは相当ではない。

#### ウ 結論

以上により、処分庁の原処分は国民の知る権利を侵害することは明らかである。

したがって、処分庁の原処分を取り消し、請求対象の行政文書を開示する裁決を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件対象文書

本件対象文書は、特定法人Aの特定年度1補正ものづくり・商業・サービス革新補助金（特定次公募）に係る申請から交付額決定に至るまでの一連の行政文書である。

#### 2 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書について、作成も取得もしておらず保有していないため、法9条2項の規定に基づき、これを不開示とする決定を行った。

#### 3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、特定年度1補正ものづくり・商業・サービス革新補助金（特定次公募）事業（以下「特定事業」という。）は中小企業庁が所管している事業であり、当該事業に係る本件対象文書を開示すべきである旨を主張しているため、中小企業庁における本件対象文書の保有の有無について、以下具体的に検討する。

(1) 特定事業は、特定年度2補正予算である「ものづくり中小企業・小規

模事業者試作開発等支援事業」を原資とし、特定法人Bを造成法人として基金を造成したものであり、ものづくり中小企業・小規模事業者等が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助する事業を円滑に行うことにより、ものづくり中小企業・小規模事業者等の競争力強化を支援し、我が国の製造業等を支えるものづくり産業基盤等の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現することを目的にしている。

(2) 特定事業では、中小企業庁において、「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金実施要領」（以下「実施要領」という。）を制定しており、その「第2 業務内容」において、「基金を造成した民間団体等（以下『基金設置法人』）という。）は、基金を活用して、中小企業庁長官が定める事業者（以下『事務局』）という。）に対する委託により実施要領に定める『第4 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業』（以下『第4 事業』という。）を実施するものとする。」としており、当該補助金事業は、事務局である特定法人Bが実施することとしている。

(3) 実施要領の「第4 事業」において、基金の活用による委託事業の内容について規定しており、「基金設置法人は、基金を用いて、ものづく中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費に対する補助金の交付等の事業について事務局に対し、委託契約により実施するものとする。」としており、以下の事務については、中小企業庁長官及び基金設置法人の承認を包括的に得て、事務局である特定法人Bが実施することとしているものである。

- ① 交付対象要件の定義及び補助率、補助金の上限額及び下限額
- ② 交付申請及び実績報告書
- ③ 交付の決定及び補助金の額の確定等
- ④ 申請の取下げ
- ⑤ 計画変更の承認等
- ⑥ 補助金の支払
- ⑦ 取得財産の管理等
- ⑧ 交付決定の取消し等
- ⑨ 事務局による調査
- ⑩ セキュリティ対策
- ⑪ その他必要な事項

(4) このように、特定事業は、中小企業庁が制定した実施要領に従って特定法人Bが実施することとしており、当該事業の実施に伴って必要とされる補助事業者から提出された資料等は、特定法人Bが保有しているものであり、中小企業庁において保有するものではない。

(5) また、本件審査請求を受けて、改めて、特定事業の担当部署である中小企業庁経営支援部技術・経営革新課の書庫・共有ドライブ等の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認されなかった。

#### 4 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分 of 正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月24日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年10月9日 審議
- ⑤ 同月31日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定法人Aの特定事業に係る申請から交付額決定に至るまでの一連の文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 特定事業は、ものづくり中小企業・小規模事業者等が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助する事業を円滑に行うことにより、ものづくり中小企業・小規模事業者等の競争力強化を支援し、我が国の製造業等を支えるものづくり産業基盤等の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現することを目的にしている。

イ 特定事業では、中小企業庁長官が、実施要領を制定しており、その「第2 業務内容」において、「基金を造成した民間団体等（以下『基金設置法人』という。）は、基金を活用して、中小企業庁長官が定める事業者（以下『事務局』という。）に対する委託により、実施要領に定める『第4 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業』（以下『第4 事業』という。）を実施するものとする。」としている。

ウ 実施要領には、基金設置法人が特定事業を実施するために必要な手

続及び文書の様式等が定められており、基金設置法人が中小企業庁長官に提出する文書は、実施要領第2の3.(1)に基づく「基金運用計画(変更)申請書」、同4.(1)に基づく「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金計画承認申請書」、同4.

(2)に基づく「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金計画変更等承認申請書」及び同4.(3)に基づく「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金実績報告書」であるが、いずれの文書についても、事務局から補助金を交付された法人に係る個別具体的な情報を記載する様式とはなっていない。

エ また、経済産業大臣が、「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)を制定し、本件補助金の交付に必要な手続及び文書の様式を定めている。基金設置法人が経済産業大臣に提出する文書としては、交付要綱7条に基づく「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付申請書」、同10条に基づく「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金計画変更(等)承認申請書」、同11条に基づく「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金支払請求書」、同12条に基づく「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金実績報告書」及び同17条に基づく「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金実施状況報告書」があり、経済産業大臣が作成する文書としては、同8条に基づく「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付決定通知書」があるが、いずれの文書についても、事務局から補助金を交付された法人に係る個別具体的な情報を記載する様式とはなっていない。

オ 中小企業庁は、基金設置法人である特定法人Bから上記ウ及びエの文書の提出を受けているが、事務局である特定法人Cから補助金を交付された特定法人Aが特定法人Cに提出した文書について、中小企業庁が特定法人Cに対し提出を求めたことはなく、また、特定法人Aに係る個別具体的な情報について、中小企業庁は、特定法人B及び特定法人Cから報告を受けておらず、文書も取得してもしないため、本件対象文書を保有していない。

カ さらに、実施要領の第4の6.(2)において、事務局は、公募申請書等について中小企業庁長官に対して協議しなければならないとされており、中小企業庁の担当者が第三者委員会として設置された全国採択審査委員会に同席し、採択される事業者についてはその場で確認を行っているが、採択者一覧等の採択者名が記載されている資料は持ち帰っておらず、保有していない。

(2) 諮問庁から実施要領及び交付要綱の提示を受けて確認したところ、そ

の内容は上記（１）アないしエの諮問庁の説明のとおりであり，中小企業庁は基金設置法人又は事務局に対し，補助金が交付された法人に係る個別具体的な情報が記載された文書の提出を求めているとは認められず，本件対象文書を保有していない旨の上記（１）の諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないことから，中小企業庁において，本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，特定事業に関し特定法人Cが保有する，補助事業者から提出された資料は，特定事業を所管する中小企業庁の行政文書として法に基づく開示請求権の対象とすべき旨主張する。しかしながら，法2条及び3条の規定によれば，法に基づく開示請求権の対象は，開示請求時点において「行政機関が保有している」文書に限られており，開示請求を受けた処分庁が，その所管する補助金事業の実施を委託した法人等から，当該事業の実施に伴って必要とされる補助事業者から提出された資料を取得して開示決定等を行うことまで義務付けるものではないと解されるため，審査請求人の当該主張を採用することはできない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，中小企業庁において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久